

# 令和2年度第2回障害保健福祉施策連絡会会議録

## 1 開催日時

令和2年10月9日（金） 午前10時から午前11時30分まで

## 2 開催場所

浜松市役所 本館8階 第4委員会室

## 3 出席状況

（出席）

浜松市浜松手をつなぐ育成会

NPO法人浜松地区肢体不自由児親の会

NPO法人浜松地区精神保健福祉会 明生会

浜松市視覚障害者福祉協会

アクティブ

浜松の福祉を考える会

浜松ろうあ協会

浜松市浜北手をつなぐ育成会

ぞうさんの会

（欠席）

NPO法人浜松市身体障害者福祉協議会

天竜川地域精神保健福祉会 若杉会

（浜松市障がい者基幹相談支援センター）

（事務局 障害保健福祉課）

## 4 議事内容

（1）浜松市障がい者自立支援協議会について

（2）第6期浜松市障がい福祉実施計画及び第2期浜松市障がい児福祉実施計画の  
計画案について

（3）その他

## 5 記録の方法

発言者の要点記録

## 6 会議記録

### 1 開会

### 2 議事

#### (1) 浜松市障がい者自立支援協議会について

事務局より資料1に基づき説明。

今年度より新たになった体制

- ・市全体会の設置
- ・専門部会の常設（3つ）
- ・委託相談支援事業所が再編され5つの相談支援センターになったことから、エリア連絡会も再編

新たな体制により、各会議から市全体会へ状況や進捗の報告をし、各会議にフィードバックされる流れができた。

#### 【エリア連絡会】

今年度再編された5つの圏域の相談支援センターを事務局とし、5つの連絡会を設置。各連絡会において目的やテーマを設定し、必要な部会を設置。

#### 【専門部会について】

- ①相談支援部会 年度当初に計画相談のワーキングとして活動を開始。  
先日、市全体会で報告。  
今後は委託相談の評価ワーキングとして来年度当初までかけて研究予定。
- ②地域生活部会 こどもワーキングとして活動。  
11、12月にこどものアセスメントツールについての研修を予定。
- ③権利擁護部会 虐待対応ワーキングを設置し、9月から活動を開始。

専門部会の活動については今後報告する。

#### 〈浜松手をつなぐ育成会〉

5つのエリアについて、西・南のように区割りだったものが一つになったところもあるが、事務局で各エリアごとの意見等、声をきいた上で議題に反映されているのか。

#### 〈事務局〉

エリア連絡会の活動については、連絡会事務局で検討した上で設定しているとの報告をうけており、議題についてのその内容になっている。

#### 〈浜松手をつなぐ育成会〉

各エリアからの意見を障がい福祉実施計画に反映しているということでよいか。

〈事務局〉

計画については、エリア連絡会に資料を送付し、期限を設けて意見を聞いている状況である。いただいた意見を検討し、計画に反映していく予定である。

〈アクティブ〉

前回の施策連絡会の中でも話が出たが、エリアが西と南が一緒になった理由を教えてください。

〈事務局〉

エリア設定の際には、今までの見直しも含め、人口割合や地域性、範囲等を考え、団体の意見や区の連絡会に諮った上で行われた。十分な協議をおこなった結果、現在のエリアに至っている。

〈浜松ろうあ協会〉

エリアというと地域ごとにまとめるということであると思うが、エリアと当事者団体とのつながりがよく分からない。

〈肢体不自由児親の会〉

3年前までは中区の連絡会に呼ばれていたが、最近は呼ばれていない。継続して参加しているのは、東区・南区・浜北区・天竜区。出席者については重点課題によって区で決めていると思うが、参加しない場合でも、どんなことをどんなメンバーで協議しているのか報告をもらえるといい。

〈事務局〉

エリア連絡会については、以前から発信が足りないと言われているため、区も含めて仕組みを検討していきたい。

〈浜松手をつなぐ育成会〉

当団体では会員が各区まんべんなくおり、浜北区・天竜区以外は連絡会に出席している。団体内で委員会を設置し、エリア連絡会に参加した相談員が報告・検討している。各団体によって会員数は異なるため、情報共有の方法についての検討が必要と思われる。

(2) 第6期浜松市障がい福祉実施計画及び第2期浜松市障がい児福祉実施計画の計画案について

事務局より資料2・3に基づき説明。

第5期障がい福祉実施計画の進捗状況について（資料2）

1 令和2年度の目標値に対する実績

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

平成30年度から令和2年度までの3か年で49人を入所施設からグループホーム、一般住宅等へ移行する目標値として設定。

令和元年度の地域移行者数は8人で、グループホームへの移行者が3人、自宅への移

行者が 5 人。施設入所者については、入所待機者の入所が進み、入所者数が増加。今後は入所待機者の地域での生活について検討していく。

#### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人の地域移行を促進するため、協議会の設置を目標とする。

障がい者自立支援協議会地域移行・定着専門部会にて地域包括ケアシステム構築に向けた課題の整理や意見交換を行うとともに、必要な調査や検討を行った。今後は令和 2 年度末までに障がい者自立支援協議会地域移行・定着専門部会を協議会に移行し、重層的な連携による支援体制の構築を図っていく。

#### (3) 地域生活支援拠点の整備

障がいのある人の将来を見据えた適切な生活の場への移行の支援や緊急時における短期入所等への迅速な連絡体制の整備、地域での生活を支援する連携体制の構築を行う。

基幹相談支援センターへの委託により、地域生活支援拠点事業を開始し、国が示す 5 つの機能のうち、相談、緊急時対応、人材育成及び地域の体制づくりの 4 つの取組を実施。今後は取り組んでいる地域生活支援拠点事業を継続して行うとともに、残り 1 つの機能である一人暮らしの体験の場の提供について、実施に向けた具体的な内容を検討していく。

#### (4) 就労支援施設等から一般就労への移行

就労支援施設等から一般就労への移行を推進するもの。

令和元年度は、就労移行支援事業 103 人、就労継続支援事業(A 型)19 人、就労継続支援事業(B 型)17 人、自立訓練(生活訓練)事業 1 人、計 140 人が通所福祉施設から一般就労へ移行した。障がいのある人の法定雇用率が令和 3 年 1 月に引き上げが予定されているため、これに伴い、就労支援施設等から一般就労への移行促進が図られると期待している。

#### (5) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるように、総合的な支援体制の構築を協議していく場を設けるもの。

令和元年度は、障がい者自立支援協議会重心児・者及び医療的ケア専門部会において、支援体制の構築に向けて協議を行った。特に地域への医療的ケア児等コーディネーターの配置についての検討を行った。令和 2 年度には、障がい者自立支援協議会重心児・者及び医療的ケア専門部会を医療的ケア児等支援協議会に移行した。協議会では今までの委員に加え学識経験者に加わってもらい、地域全体の課題の対応策の検討を行った。今後は地域への医療的ケア児等コーディネーターの配置について具体的な内容の検討を行う。

## 2 サービスの見込量に対する実績

### (1) 障害福祉サービス

令和元年 3 月の 1 ヶ月の実績として作成。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点か

ら各サービスの利用が伸びない結果となった。訪問系サービスにおける重度訪問介護は利用者が急増しており、重度に障害のある方の地域での生活の支えとなっていることがうかがえる。居住系サービスの共同生活援助は、新たなグループホームの整備により利用者が増加した。相談支援系サービスにおける計画相談支援は、サービス利用の際に必要な計画作成率は100%の達成を継続している。

## (2) 地域生活支援事業

手話通訳者派遣は、利用者の高齢化に伴う医療関係の通訳依頼が増加した。点字・声の広報等の発行事業については、新規希望者がおらず、配布部数は減少。広報はままっは、無料アプリを活用した読み上げ配信サービスを平成30年から開始しており、アプリによる情報提供がはじまったことが減少に影響していると考えられる。

### 第1期障がい児福祉実施計画の進捗状況について

#### 1 サービスの見込量に対する実績

##### (1) 児童福祉法に規定するサービス

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から各サービスの利用が伸びない結果となった。放課後等デイサービスの利用については増加傾向にあり、療育と預かりの需要が高いことがうかがえる。児童のサービス利用の増加に伴い障害児相談支援の利用も増加しており、今後も増加することが見込まれる。

### 第6期障がい福祉実施計画案の報告について（資料3）

#### 1 計画の目的

障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすること。

#### 2 計画の位置づけ

「第3次浜松市障がい者計画」の分野別施策の「2生活支援」に関する部分の実施計画として策定するもの。

#### 3 計画の期間

令和3年～令和5年度

#### 4 計画の評価体制

PDCAサイクルの考え方のもと、計画における成果目標及び実績については、「浜松市障害者施策推進協議会」や「浜松市障がい者自立支援協議会」を中心に、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要に応じて計画の変更や見直し等の措置を行なう。

#### 5 国が定める7つの成果目標及び本市の取組み

##### (1) 福祉施設入所者の地域への移行

令和5年度末までの累積目標値を45人（基本指針6%で算出すると40人）施設入所待機者が多くいること等から、施設入所者数の削減目標値は設定しない。

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

県により数値を設定。次期計画掲載予定の活動指標において、構築に向けた取組みを実施する。

(3)生活支援拠点等における機能の充実

面的な体制を継続確保するとともに、事業内容について、浜松市障がい者自立支援協議会で検証及び検討する。

(4)福祉施設から一般就労への移行

目標値は 219 人。

(5)障害児支援の提供体制の整備

4つのうち3つは設置済。重症心身障害児及び医療的ケア児の支援体制構築のため、医療的ケア児等コーディネーターを配置する。

(6)相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターは設置済。今年度末で契約終了となるため、引き続き契約の準備を進める。

(7)障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組みにかかる体制の構築

相談支援従事者初任者研修、障害支援区分認定調査員研修への市職員の参加。サービス事業者の請求過誤を減らすため、取組みについて関係団体との情報共有を年 2 回程度行う。

## 6 各サービスの実績と見込量

見込量の考え方は、過年度のサービス利用実績及びアンケート内容を踏まえ、3年間のサービス利用量を見込む。各サービスの見込量については資料3参照。

### 〈浜松手をつなぐ育成会〉

浜松市の障害福祉の特徴として昔から居宅支援が少なく、入所関係が多い。支援する側の事業所数が増えないと目標は達成できないのではないかと。地域生活を広げていく計画目標はいいが、事業所数については市としてどのように考えているか。

### 〈事務局〉

民間の事業所もあり、市としてはお願いしていく立場である。事業所が増えると質の問題もあるため、啓発活動を進めるしかない。質の担保については指導監査等に出向く中で図っている。国に声かけをする中で事業所を増やす方策を考えていきたい。

### 〈福祉を考える会〉

第5期計画の福祉施設入所者の地域生活への移行について、令和元年度の自宅への移行者が5人とのことだが、アパートでの一人暮らしなのか、家族との同居なのか、内訳

を教えてください。

〈事務局〉

内訳についての詳細は把握していないが、4名は浜松学園からの移行となっており、元々の自宅へ戻っていると思われる。

〈福祉を考える会〉

第5期計画の重度訪問介護について、知的障がい者の利用者数の割合を教えてください。

〈事務局〉

細かい資料を持ち合わせていないため、改めて報告させていただく。

〈福祉を考える会〉

同行援護について、利用者が増えていないのは事業所が少ないことが考えられるが、他の政令市では移動支援事業を活用することで視覚障がい者の利用促進を図っていると聞いたことがある。浜松市でも制度の柔軟な運用等、考えていないか。

〈事務局〉

現状浜松市では移動支援は視覚障がい者は対象となっていない。他の政令市の状況も確認して検討する。

〈視覚障害者福祉協会〉

浜松市は同行援護の時間数が他の政令市に比べて少ない。時間数も含めて検討してほしい。

〈浜松ろうあ協会〉

施設入所を希望する高齢のろうあ者が増えているが、施設に手話のできるスタッフがいないため、断られてしまうケースがあった。スタッフを増やすための対策をお願いしたい。また、実際に施設入所しているろうあ者も手話のできるスタッフが少なく、コミュニケーションが取れず悩んでいるとも聞く。養成講座だけではなく、施設スタッフに対する学びの場が必要だと思われるため、検討してほしい。

〈事務局〉

いろいろな意見を聞きながら方策を考え、施策を練っていきたい。

〈明生会〉

PDCA サイクルの考え方のもと評価を行うとのことだが、令和元年度をどう評価しているのか。施策や対策については障害別のデータを開示してほしい。サービスの質の向上について、現場スタッフに対するサービスの質の向上のためのプログラムを作ってもらうことはできないか。委託相談について、選択と集中ということで5ヶ所に再編したが、それに対する評価はどうか。基幹相談支援センターとの関係はどうか。

〈事務局〉

評価としては、本日の計画の進捗を報告した。サービス実績をもとに検証を行っている。

障害別のデータについては、区分けができない部分もあると思うが、可能な範囲で開示していく。

質の向上については、施設に対しては施設説明会を毎年3月末に開催し、制度が変わった場合には説明している。

相談支援専門員に対しては、相談支援専門員連絡会に委託し、定期的に研修会を実施し、質の向上を図っている。今年度についてはコロナの影響もあり、ウェブを活用して行っている。

委託相談の再編は今年度からになるため、件数については来年度以降の評価になる。基幹相談支援センターとの関係については、基幹相談支援センターと相談支援センター5ヶ所、計画相談の三層構造で取り組んでいる。

〈アクティブ〉

第5期計画の実績について、障害福祉サービスの利用実績のみ令和2年3月の実績なのか。

〈事務局〉

実績についてはすべて令和2年3月の実績となる。

〈視覚障害者福祉協会〉

音響信号機の音が鳴っていない場所が2ヶ所あり、UD課へ質問したら警察を案内されたため、警察へ相談したものの半年経っても改良されていない。また、浜松市では地下道を埋める傾向にあるが、そうした場合には音響信号機を設置してほしい。行政として何か対応してもらえるか。

〈事務局〉

基本的には管轄の部署へ相談してもらいたい。交差点改良をしているものについての説明や故障している音響信号機について、警察に相談窓口を確認する。

〈明生会〉

計画における利用者数は実数か。定員との関係はどうか。

〈事務局〉

利用者数が実数、利用量が延べ数となる。定員との利用率という考えではなく、今までの実績から今後の見込値を出し、それはどれだけ施設が必要になるか、どう確保していくかを考えていくための見込値となる。

以上で当事者部会を終了する。